#### 18 労働保険・社会保険

労働者は、病気やケガ等で働けなくなった場合や、不況等による企業倒産で失業した場合など不慮の事態に備えなければなりません。そこで、労働者と事業主が協力して生活の安定と向上を図ることを目的として、労働保険・社会保険の制度があります。

### 労 働 保 険

## ◆雇用保険

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

適用事業	労働者を一人でも雇っていれば適用事業となります(ただし、農林水産の事業の一部を除く)。	
適用労働者	適用事業所に雇用される労働者は原則として被保険者となります。 適用範囲 〇31日以上の雇用見込みがあること。 〇1週間の所定労働時間が20時間以上であること。	
保険料の負担	事業の種類に応じて定められた率により算出した保険料を、事と労働者が一定の割合で負担します。	

●詳しくは、奈良労働局職業安定課(0742-32-0208)、またはハローワーク(→「制度・窓口・施設等のご案内」P6)までお問い合わせください。

#### ◆労災保険

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷した場合、疾病にかかった場合、障害が残った場合、死亡した場合等について、被災労働者又はその遺族に対して保険給付を行うものです。また、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者とその遺族の援護等の事業も行っています。

	適用事業	労働者を一人でも雇っていれば適用事業となります(ただし、農林水産の事業の一部を除く)。
労働者は、常用、日雇、// 適用労働者態にかかわらず、労働のことなります。		労働者は、常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対価として賃金を受けるすべての者が対象となります。
	保険料の負担	全額事業主が負担します。

- ●保険給付については、奈良労働局労災補償課(0742-32-0207)、または管轄の労働基準監督署 (→「制度・窓口・施設等のご案内」P3)までお問い合わせください。
- ●なお、労働保険の適用については、奈良労働局労働保険徴収室(0742-32-0203)、又は労働基準 監督署までお問い合わせください。

## 社 会 保 険

# ◆健康保険

- ●詳しくは、下記までお問い合わせください。
  - ・健康保険組合にご加入の場合 ご加入している健康保険組合にお問い合わせください。
  - ・全国健康保険協会(協会けんぽ)にご加入の場合

【給付・任意継続については】協会けんぽ奈良支部までお問い合わせ下さい。

名称	所在地	電話番号
協会けんぽ 奈良支部	奈良市大宮町7丁目1番33号 (奈良センタービル4F)	0742-30-3700

【適用条件・保険料(任意継続を除く)等については】日本年金機構 各年金事務所までお問い合わせください。

適用事業所	事業所を単位として適用され、加入が義務づけられている強制適用 事業所と厚生労働大臣の認可を受けて適用される任意適用事業所 があります。
適用労働者	適用される事業所で常用的に使用される人は、2か月以内の期間を 定めて雇用される人などを除いて、すべて被保険者となります。
保険料の負担	被保険者の報酬に応じて決められ、それを被保険者と事業主が折半して負担します。

# ◆厚生年金保険

事業所で働く人が、一定の年齢に達したり、ケガや病気で働けなくなったり、死亡した場合に、労働者やその家族の生活の安定を図るため、年金や一時金が支給される年金制度です。適用事業所、適用される労働者の条件等は健康保険と同じです。

●詳しくは、日本年金機構 各年金事務所までお問い合わせください。

年金事務所		所在地	電話番号
奈	良	奈良市芝辻町4-9-4	0742-35-1371
大和高田		大和高田市幸町5-11	0745-22-3531
桜	井	桜井市大字谷88-1	0744-42-0033